

号 決 裁
 定 月 日 文書課長
 送 発 月 日 起案者 (萩原)

昭和二十年八月九日起案 審査掛

文書課長 (中根)

次官

(加筆・朱書) [学徒動員局長] 了

専門教育局長 了

国民教育局長 了

科学局長 了

(注記1)

伺

(注記2) 爾今左(記)事項ニ関シテハ上段ノ局ニ於テ之ヲ欠掌セシムルコトニ決定相成可然哉仰御高裁

記

事項

- 一、学校校舍転用ニ関スルコト
- 二、各種学校ノ整理(等)ニ関スルコト

各管局	各管局	今スベキ主	後キ主	掌	從米	掌	備考
学校主	学校主	七ル	七ル	局	局	局	
総務局	総務局						

(下 札)

三、学校報国団本部ニ関スルコト

四、国民勤労働員令（旧学校卒業業者使用制限令関係）ニ関スルコト

五、財団法人日本青年館ニ関スルコト

六、青年学校軍事教育ニ関スルコト

七、^{〔加筆〕}（財団法人）機械化国防協会ニ関スルコト

備考

- 一、学校報国団ニ就テハ学校個々ノモノヲ指導或ハ之ニ対スル補助金交付ノ如キハ専門教育局（教員養成諸学校個々ノ指導ニ付テハ国民教育局ニ於テ之ニ当リ、予算経理並ニ^{〔加筆〕}学生隊ノ指導^{〔抹消〕}、援護及訓練等ニ関聯アル事項ニ関シテハ学徒動員局ニ於テ主管スルモノトス
- 二、国民勤労働員令（旧学校卒業業者使用制限令関係）ニ関スルコトニ付テハ根本計画及統括事務ハ学徒動員局、技術者配分事務ハ各学校主管局ニ於テ之ヲ行フモノトス
- 三、財団法人日本青年館及其ノ他ノ地方組織ノ指導ニハ国民教育局ニ於テモ関与スルモノトス

局学 徒動員	局学 徒動員	局学 徒動員	管各 局学 校主	局学 徒動員
科学局	国民教育局	国民教育局	総務局	専門教育局
以上				

案ノ二
年□月□日

^{〔加筆〕}四、財団法人機械化国防協会ノ指導ニハ科学局ニ於テモ関与スルモノトス

但シ新事態ニ即応スル為同協会ノ目的及事業ノ重点ヲ変更スル場合ハ所管ニ関シテモ別途考究スルモノトス

文書課長
関係局長宛

事務ノ分掌ニ関スル件

爾今左記事項ニ関シテハ上段ノ局ニ於テ之ヲ執掌セシムルコトト、決定相成タルニ付此段及御通知

（伺案記ヲ転記スルコト）

発動四号
決定 月 日 文書課長
送 発 月 日 起案者

昭和二十年七月二十日起案

事務官
総務課長

次官
〔学徒動員局長〕

次官

専門教育局長
国民教育局長
文書課長

伺

今般本省ノ機構改正ニ依リ従来実施シ来リタル事務中分課規程上明確ナラザル左記件名ノ事務ヲ下欄ノ通所管替相成可然哉

件名	今後主管ス ヘキ局名	従来ノ主管 局名	備考
一、学校々舎転用ニ関スル事務	各学校主管局	総務局	
二、各学校ニ関スル事務	各学校主管局	総務局	
三、学校報国団体本部ニ関スル事務	生徒動員局	専門教育局	予算、経費(及) (並ニ)指導課 所管ノ生徒隊ノ 指導、動員課所 管ノ援護、訓練 課所管ノ訓練等 (二)因聯アル事 項ニ付テ(ハ) 抹消 (抹消) 生徒動員局ニテ (立案)(並ニ) スルモノトス
四、 〔国民勤労働員令〕〔学校卒業 者使用制限令〕ニ依ル技術者 配分ニ関スル事務〔(加筆) 務〕	〔(加筆) 各学校 主管局〕 〔抹消〕 〔(抹消) 専門教 育局〕	〔(加筆) イキ〕 〔抹消〕 〔(抹消) 総務局〕	
五、財団法人日本青年館ニ関スル 事務	生徒動員局	国民教育局	
六、青年学校軍事教育ニ関スル件	生徒動員局	国民教育局	

三、学校報国団体本部ニ関スル 事務	生徒動員局	専門教育局	
四、卒業者使用制限令(旧学校 ニ関スル事務)	〔(加筆) 各学 校主管局〕	総務局	
五、財団法人日本青年館ニ関 スル事務	生徒動員局	国民教育局	
六、青年学校軍事教育ニ関ス ル事務 (注記5)	生徒動員局	国民教育局	

〔加筆〕朱書
〔〇〕備考

- 一、学校報国団体ニ就テハ学校個々ノ報国団ノ指導或ハ之
ニ対スル補助金ノ交付ノ如キハ〔依然〕^(抹消)専門教育局
〔(加筆)
但教員養成諸学校伺ニテ指導ニ付テハ国民教育
局〕^(注記)ニ於テ立案ニ当ルモノトシ、予算経理並ニ指
導課所管ノ生徒隊ノ指導、動員課所管ノ援護、訓練等
ニ関聯アル事項ニ付テハ生徒動員局ニテ主管スルモノ
トス
- 二、国民勤労働員令(旧学校卒業者使用制限令関係)ニ関
スル事務ニ付テハ根本計画並統括事務ハ生徒動員局ニ
於テ、技術者配分事務ハ各学校主管局ニ於テ行フモノ
トス
- 三、財団法人日本青年館及其ノ地方組織ノ指導ニハ国民教
育局モ従前通り関与スルモノトス

学校報国団(二)事務ハ各局ニ関聯シ(其)之ヲ綜(抹消)合的ニ動員局ニ於テ管理スベキモノト考ヘラル、ニ付其ノ主管課ハ総務課(三)ニ於テ(ト)スベキモノト認ム右意見ヲ附シテ同意ス、大学教育課長(鐵木)

号 決 裁
定 月 日 文 書 課 長
送 發 月 日 起 案 者

昭和二十年七月二十日起案 事務官

〔加筆・朱書〕
〔学徒動員局長〕
〔西崎〕
〔北澤〕
〔荒木〕
〔松郷〕

次官

専門教育局長
国民教育局長

(注記6)

今般本省ノ機構改正ニ依リ従来実施シ来リタル事務中(分)課規程上明確ナラザル左記件名ノ事務ヲ下欄ノ通所管替相成可然哉

記

件名	今後主管スベキ局名	従来ノ主管局名	備考
一、学校々舎転用ニ関スル事務	各 学 校 主 管 局	總 務 局	
二、各種学校ニ関スル事務	各 学 校 主 管 局	總 務 局	

三、学校報国団本部ニ関スル事務	学徒動員局	専門教育局	予算經理、及指導ノ所管ノ学徒隊ノ指導ノ援護、訓練所所管ノ訓練等ハ学徒局ニテ立案スルモノトス
四、学校卒業者使用制限令ニ拠ル技術者配分ニ関スル事務	専門教育局	總務局	
五、財団法人日本青年館ニ関スル事務	学徒動員局	国民教育局	
六、青年学校〔教練〕〔軍事教育〕ニ関スル件	学徒動員局	国民教育局	

備考一、学校報国団ニ就テハ学校個々ノ報国団ノ指導或ハ之ニ対スル補助金交付ノ如キハ依然学務局ニ於テ立案ニ当ルモノトス
二、財団法人日本青年館及其ノ地方組織ノ指導ニハ国民教育局モ従前通り関与スルモノトス

備考

一、学校報国団ニ就テハ学校個々ノ報国団ノ指導或ハ之ニ対スル補助金ノ交付ノ如キハ依然〔学務〕〔専門教育〕局ニ於テ立案ニ当ルモノトス(抹消)〔シ△〕
二、〔国民勤勞動員令〕〔旧〕学校卒業者使用制限令ニ(抹消)技術者配分〔関スル〕事務ニ付テハ根本計画並統括事務ニ付テハ〔總務〕学徒動員局ニ於テ、〔技術者〕配分事務ニ付テハ各学校主管局ニ於テ行フモノトス
三、財団法人日本青年館及其ノ地方組織ノ指導ニハ国民教育局モ従前通り関与スルモノトス

(注記1)

「記録掛 22・2・15 受領」

(注記2)

「六九」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「廃案」

(注記4)

「記録掛 22・2・15 受領」

(注記5)

「機械化国防協会」(加筆)「科学局ヨリ」(抹消)「動員局」(抹消)「へ」

(注記6)

「(廃案)」(本書)

(下札)

「(曾我)種別 り一 / 聯繫 / 登録追加 / 件名 文書課伺 学校関係

事項事務分掌ニ関スル件 / 番号 / 結了年月日 昭二(一)(〇)

八 / 保存年限 / 枚数」

【自(抹消)昭(加筆)大(加筆)12年至昭24年 簿冊及文
書総規】文部省(34, 32-6, 2373)